学振と JST 次世代の比較

菖蒲迫 健介 (九州大学 D1)

■ はじめに

日本の学術研究や科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な人材育成のため,博士後期課程在籍の学生に対する経済的支援が拡充してきている。支援内容は大きく2つに分類でき,①使用目的が研究遂行に限定された研究費 (科研費)と,②生活費としての奨励金である。前者は大学により管理されるが,後者は完全にポケットマネーとなる。財源は税金であるから,計画的に研究を遂行し無駄使いがないよう努めることが採用者としての責務である一方で,研究者として生きてゆくためには実質的な給与である「奨励金」を賢くやりくりする必要がある。なぜなら,支給される奨励金にはしっかりと税金が課されるからである。しかし,この税に関する説明は奨学金の募集要項やFAQ*1にほとんど記載されておらず,額面に対して一体いくらの税金がかかるのか,あるいは、どのような節税対策が考えられるのかについて,明らかでない。加えて,面倒な確定申告を自身でしないといけない場合もある。もちろん各人で調べてやれば良いのだが,自身の研究活動の他に、ゼミ準備、学会準備,論文作成,後輩指導,事務作業*2などをこなす傍ら,節税対策を独学で講じるのは困難を極める。

このような税金に関するノウハウは、若手研究者の生活水準を高めるだけでなく、先行きが確かでない若手研究者にとっての将来設計や資産形成という観点において大変重要である。特に若手研究者の安定した生活が保証されることで、研究者を目指したいという学生が増え、統轄事業本来の目的が達成されるだろう。ひいては、日本の持続可能な学術発展の礎となる可能性もある。

私は博士後期課程1年に在籍するので決して他人事ではなく、寧ろ当事者である。誰も教えてくれる訳ではないので、自分で色々調べて勉強してみた。勉強の題材として、博士を目指す人にとってはお馴染みの以下の2つの奨学金事業に着目した。

- (1) 独立行政法人 日本学術振興会 「特別研究員 DC」
- (2) 国立研究開発法人 科学技術振興機構 「次世代研究者挑戦的研究プログラム」

以降は前者を**学振**,後者を **JST 次世代**と略記する。本ノートの構成は以下のとおりである。まず 後期博士課程の学生に対する経済的支援事業の概要を述べる。次に上記のいずれかに採用されるこ とで発生する納税義務についてまとめる。その後可能な節税対策について考え,その効果を検証す る。最後に<mark>節税対策を講じた場合,結局どちらの方が手取りが多くなるのかを結論づける</mark>。

- メモ -

なお、本ノートは「節税対策」に着目したものであり、あくまで個人的見解です。税理士法により、非税理士が①税務手続きを代行すること (税理代理)、②税務書類を作成すること (税務書類の作成)、③税務に関する相談を受けること (税務相談) は禁止されています。それゆえ、税務関係の個別の相談は一切受けないことを先に断っておきます。

^{*1} Frequenty Asked Questions (よくある質問).

^{*2} 例えば、学会や研究会に参加する場合、アブストの提出、交通手段・宿の確保、旅費申請、発表資料作成、領収書やレポート作成等の事務作業を全て一人でしないといけない.

1 事業概要と支援内容

1.1 概要

学振事業は 1959 年に発足し、後期博士課程支援の中で最も権威ある制度である。博士後期課程を志す者なら誰もが応募すると思われる。年間 1800 人程度*3が採用されるが、倍率は約 5 倍と非常に高く、博士学生全体に対する支援制度として十分とは言えないものであった。このような背景もあり、令和 3 年度 (2021 年度) より JST 次世代事業が発足し、年間 2000 人程度の別枠採用が始まった。その他、同機構の大学フェローシップ創設事業や日本学生支援機構 (JASSO) 等の奨学金制度など、支援体制が確実に拡大している*4。大学フェローシップ創設事業は、JST が統轄する点で JST 次世代事業と類似するが、国が指定するニーズの高い分野 (情報・AI・量子・マテリアル等) のみに対する支援制度である点が異なる。

学振と JST 次世代では、制度の趣旨が異なる.

- (1) 学振 [令和 6 年度学振応募要領より]:
 - "自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与える"
- (2) JST 次世代 [R3 年度 JST 次世代公募要領より]:
 - "既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を実施"する機会を与える

語弊を恐れず言うと、学振の方は「申請者のやりたい研究を応援します」という趣旨で、JST 次世代の方は「融合的研究なら応援します」という趣旨である。ここでいう融合的研究とは、分野の枠組みを超え専門外の知見を積極的に取り入れる研究というニュアンスである。だから、研究提案という観点においては JST 次世代の方が学振よりも少し難しい。また、学振は全国の大学教育関連者に申請書審査を委任するのに対し、JST 次世代は所属する大学関係者が審査を行う。これは、JST 次世代が国から採択された大学にのみ設置される制度であることに由来する*5.

両者とも基本的には書面審査である*6. 研究目的,方法,自身の強みといった内容を指定された A4 用紙 $6\sim7$ 枚にレイアウト等を工夫しながら書く.後から分かるように,採用されると月 20 万の生活費相当額 (額面) が 3 年間支給されるので,A4 一枚当たり $100\sim120$ 万円の価値があること になる.提出時期は 4 月もしくは 5 月なので,博士を目指す人は春休みとゴールデンウイークを返上する覚悟で申請書に取り掛かる.

1.2 支援内容

採用されると、奨励金として生活費相当額「月 20 万円」が支給される。ただし、額面上なので、ここから税金が色々引かれる。この奨励金は貸与型ではなく支給型なので返済義務がない。さらに、別枠で研究費がもらえる。学振の方は最大 80 万円/年、JST 次世代は最大で 70 万円/年である。前述の通り、JST 次世代は国から大学に予算が配分されるので、大学側が学生への支給額を

^{*3} 博士 1 年次の採用 (DC1) が 700 名,博士 2 年次の採用 (DC2) が 1100 名.

 $^{^{*4}}$ JASSO による支援内容は、約 900 名に対して奨学金を全学免除もしくは半額にするもの。ただし、最大 146 万円。

 $^{^{*5}}$ JST 次世代は,各大学が国に申請して採択されることで予算が生まれる.つまり,大学も申請者なのである.採択の流れとしては「国 \rightarrow 大学 \rightarrow 博士後期課程の学生」というイメージ.一方で,学振は国が直接学生を選ぶ.そのため,学振は「国に直接認められた若手研究者」というお墨付きがもらえる.

^{*6} JST 次世代では面接が実施される場合もある.

ある程度柔軟に決めることができる。JST の公募要領によると、最低でも生活費 180 万円/年 (15万/月) と研究費 40 万/年は保証することを定めている (支給額の上限については言及なし)。また、年 290 万円 (生活費 240 万+研究費 50 万) を基準と定めている。なお、生活費相当額を学振では「研究奨励金」と呼び、JST 次世代では「研究奨励費」と呼ぶ。

学振も JST 次世代も金額はほとんど同じだが、その中身はかなり異なる (表 1.1). ここで、JST 次世代については九州大学 次世代研究者挑戦的研究プログラム (K-spring) の支給額を書いた*7. 注目すべきは収入形態である. 学振は給与所得であるため給与所得控除の対象となり、また源泉徴収票によって毎月保険料等が天引きされるので、年末調整するだけで確定申告が済む. 一方、JST 次世代は雑所得として扱われるため、給与所得控除が受けられない上に、自身で税務署に出向き確定申告を行う必要がある. また、学振では生活費のうち、3割まで「研究遂行経費」として所得控除することができる. これらの税のことを次節で詳しく見てゆく.

生活費研究費生活費の収入形態その他学振240万円80万円給与所得生活費の3割までを経費に計上可能JST 次世代240万円50万円雑所得確定申告が必要

表 1.1: 学振と JST 次世代に関する支給額の中身. 1 年あたりの金額.

2 収める税金について

本節が本ノートの要である. 学振あるいは JST 次世代に採択されることは大変喜ばしいことだが、同時に様々な納税義務が発生してくる. それらの税に関する説明は当該事業で詳しくはなされない. 損をしないためにも各自でしっかり把握しておく必要がある.

2.1 扶養から外れて世帯主へ

大学院までの給付型奨学金の多くは所得税法によって「学資に充てられるため給付される金品」の扱いとなり、非課税である.従って、奨学金を受給していても親の扶養下から外れることはない.ここで、「扶養親族」の定義は以下の4つの条件を全て満たす者である[山本,2023].

- (1) 配偶者以外の親族*8, 都道府県知事から養育を委託された児童, 市町村長から養護を委託された老人
- (2) 納税者と生計を一にしている (一人暮らしでも生活費を仕送りしていれば該当*9)
- (3) 年間の所得が48万円以下
- (4) 専業事業者として給料の支払いを受けていない

学振や JST 次世代に採択されると, (3) の要件を満たさなくなり親の扶養から外れる結果, 世帯主となる. 世帯主になると自身で健康保険や年金などの支払いをしなければいけなくなる. また.

^{*7} 他の大学と比べると、九大は JST 次世代の支援が手厚い.

^{*8 6} 等親内の血族あるいは3 等親内の姻族.

^{*9} 生活費や学費等の仕送りは基本的に非課税. ただし, 用途不明な仕送りや高額すぎる仕送り, 海外への送金は贈与税対象となる. また, 年間 110 万円までの贈与なら非課税 (贈与税控除).

収入が一定額あると所得税や住民税などの対象となる.

さて、扶養親族の条件をもう一度見てみる。(1),(2) は大体の大学生が当てはまるだろう。(4) は親の事業を手伝って給料をもらっていないことと同じ意味である。(3) は「例の 103 万円の壁」の話である (後述)。ここで、所得は以下の式で計算される。

所得
$$=$$
 収入 $-$ 給与所得控除 (必要経費) (2.1)

収入とは何も引かれる前の金額,つまり「額面」のことである。収入を給与としてもらっている場合 (例えば,バイト)は、源泉徴収票の「支払金額」が該当する。給与所得として、収入を得ている場合は給与所得控除と呼ばれる控除が受けれられる。個人事業主 (フリーランス)の場合は必要経費となる。ここで、控除とは「差し引く」という意味の言葉である。上式を見ると、この控除によって所得が減っているように見えるが、そうではない。ここで、所得税 (所得に対して課せられる税金) は以下の式で決められる。

所得税 =
$$\underbrace{\left(\underbrace{ 収入 - 給与所得控除 \left(必要経費 \right)}_{\text{所得}} - 所得控除 \right)}_{\text{無税所得}=A$$$ $\lambda$$$ L 所得 } \times 税率 - 税額控除$$
 (2.2)

従って、給与所得控除や所得控除あるいは税額控除が大きいほど、所得税が少なく済む. また、税率は課税所得額に応じて決まる*10. 感覚として所得税は課税所得の 5%~10% 程度である. 学振や JST 次世代のように、240 万円の年収の場合では所得税だけでも年間 10 万円以上は税金として徴収される可能性がある. ゆえに、いかにして給与所得控除 (必要経費) や所得控除を大きくできるかが重要である. この控除額を大きくして納める税金をできるだけ少なくすることを節税という.

なお、税額控除は直接控除できるので節税効果が大きいが、株取引における配当控除や政党等へ の寄付金、住宅ローン控除などが対象である、一般的な学生には関係ないので、除外して考える。

2.2 具体的な控除額

具体的な控除額を表形式でまとめておく.

表 2.1: 給与所得控除額 [山本, 2023]

収入	給与所得控除額
162万 5,000 円以下	55 万円
162万 5,001 円以上 180 万円以下	収入 $\times 40\% - 10$ 万円
180 万 1 円以上 360 万円以下	収入 \times 30% + 8万円
360 万 1 円以上 660 万円以下	収入 \times 20% + 44 万円
660万1円以上850万円以下	収入 \times 10% + 110 万円
850万1円以上	195 万円

 $^{^{*10}}$ 小・中学校で学んだ累進課税制度がここに適用される.

控除名	対象	所得控除額
基礎控除	全ての人	所得が 2,400 万円以下:48 万円
社会保険料控除	社会保険料納税者	全額
小規模企業共済等掛金控除	iDeCo など	全額
生命保険料控除	生命保険など	全額
勤労学生控除	勤労学生	27 万円

表 2.2: 主な所得控除 [山本, 2023 から一部抜粋]

※ 勤労学生とは、(1) 給与所得があり、(2) その所得が 75 万円以下で、(3) 特定の学校の生徒.

課税所得額 税率 控除額 1,000 円以上 5%194万 9,000 円未満 195 万円以上 10% 9万7,500円 329 万 9,000 円未満 330 万円以上 649 万 9,000 円未満 20% 42万75,00円 695 万円以上 899 万 9,000 円未満 23% 63万6,000円 900 万円以上 1,799 万 9,000 円未満 33% 153 万 6,000 円 1,800 万円以上 3,999 万 9,000 円未満 40% 279 万 6,000 円 4.000 万円以上 45% 479万6,000円

表 2.3: 所得税率 [山本, 2023]

※ 1,000 円未満の端数は切り捨て.

■ 例題

(例1) 課税所得額が300万円の場合の所得税

所得税 =
$$300$$
 万円 × 10% – 9 万 $7,500$ 円 = 20 万 $2,500$ 円 (2.3)

(例2) 103 万円の壁

バイトなどで給与をもらう場合,扶養親族であるためには条件 (3) の年間所得 48 万円以下である必要があるので,表 2.1 を参考にすると以下のようになる.

従って、アルバイト等で稼いだ金額が年間103万円を超えない限り、親の扶養下に入れる.

(例3) 扶養から外れたとしても非課税になるための条件

課税所得が0円であれば良いから、上記の表を参考にすると以下となる.

課税所得 = 収入 – 給与所得控除 – 基礎控除 – 勤労学生控除 <
$$0$$
 円 収入 – 55 万円 – 48 万円 – 27 万円 < 0 円 収入 < 130 万円

従って、年間 130 万円を超えない限りは所得税が発生しない。130 万円を超えると所得税が生じると同時に、勤労学生控除 27 万円の対象条件から外れる。つまり、勤労学生控除は所得 75 万円以下が対象なので (収入 – 55 万円 <75 万円)、収入が 130 万円を超えたら対象外となる。

2.3 社会保険には加入できない

学振も JST 次世代も社会保険には加入できない。ここで、社会保険とは「健康保険」「厚生年金保険」「労災保険」「介護保険」「雇用保険」の5つを総称していう。通常、給与収入がある場合は雇い主と従業員という雇用関係で結ばれるため、社会保険に加入できる。しかし、学振では(給与所得であるにも関わらず)募集要項に「特別研究員と本会との間には雇用関係がありません」と明記されており、JST 次世代でも「学生と大学間の雇用関係を前提とするものとは考えておりません」とある。もしも大学が雇用主となった場合、これが法人であることから、福利厚生として社会保険を提供する義務が生じる。学振も JST 次世代も大学と雇用関係にないため、この義務が生じないのである。

社会保険に加入できないことによるデメリットとして最も大きいのは、健康保険の費用である. (名前が似ているが) 国民健康保険は所得に応じた金額を地方公共団体に納税する. 健康保険の場合は会社に納め、その後会社が一括して納税する. 大きな違いは、費用と保証内容である. 後者の健康保険の場合、会社が費用の半分ほどを請け負ってくれる. さらに、扶養制度(扶養親族の保険料はタダ)や出産手当、傷病手当などの手厚い保証がある. 一方、前者の国民健康保険は全額負担でありながら、扶養制度などがない. 従って、家族ができた場合は全員分の国民健康保険料を支払うことになる. 健康保険はコスパ最強の制度であるが、加入することはできない.

しばしば年金は階層建てで表現されるが,厚生年金はそのうち 2 階部分に該当する.ここで 1 階は 20 歳~60 歳の全ての国民が加入することが義務付けられている「国民年金」を指す *11 . 会社員であれば国民年金と厚生年金の両方に加入でき,結果として多くの「年金」を受け取ることができる *12 . その他,個人で掛金を運用するタイプの個人型確定拠出年金 (iDeCo) などが加わる.学振や JST 次世代の採用中は厚生年金に加入できないため,同世代の会社員に比べ,将来への備えという点で一歩遅れを取ってしまう.

^{*11} 学生納付特例制度によって保険料の納付が猶予できる. ただし, 満額受給するには追納が必要である.

 $^{^{*12}}$ 一般的に年金を 15 年以上受け取れば,掛金以上のリターンが得られる.

2.4 採択者の手取り計算

表 1.1 を参考に、学振と次世代 JST の一般的な手取り (実質的な収入) を計算してみる.

■ 計算条件

- 福岡県福岡市の国民健康保険料率と住民税*13を適用。
- 採用1年目のことは考えない*14.
- 生命保険や地震保険には未加入とする.

■ 学振の場合

学振では研究奨励金が給与所得であるから、表 2.1 を参考にして

所得 = 収入 - 給与所得控除

= 240 万円 - 80 万円

=160 万円 (2.6)

となる. ここから所得控除を引いた額が「課税所得」となる. 学振の場合, 所得控除としては以下が該当する(表 2.2 を参照).

- 基礎控除:48 万円
- ◆ 社会保険料控除:35 万 7,349 円

[内訳] 国民年金掛金 19 万 8,240 円 (1 万 6,520 円/月) +国民健康保険料 15 万 9,109 円*¹⁵

従って、課税所得は以下のように計算される.

課稅所得 = 所得 - 各控除

=160万円 -48万円 -35万7,349円

$$=76$$
 万 2,651 円 (2.7)

所得税や住民税では 1000 円未満を切り捨てるので、課税所得金額は 76 万 2,000 円となる。表 2.2 を参考にして、所得税および住民税を計算すると

所得税 = 課税所得
$$\times$$
 5% = 3 万 8,100 円 (2.8)

住民税 = 一律
$$5,500$$
 円 + 課税所得の $10\% = 8$ 万 $1,700$ 円 (2.9)

住民税 = 均等割 + 所得割
$$-$$
 税額控除 = $-$ 律 $5,500$ 円 $+$ 課税所得の 10%

- (2) 均等割:1人につき,2万1,841円
- (3) 世帯割:1世帯につき,2万1,087円

^{*13} 住民税は都道府県民税と市町村民税から成る. そして,税金の項目として「均等割」と「所得割」があり,これらを足した金額が住民税となる. 所得割は課税所得の 10% が対象であり,福岡市の場合,市民税 8% と県民税 2% から成る. ただし,控除などで所得割が 0 円になる可能性もある. しかし,地方公共サービス (公園やゴミ捨て場などの整備費)の利用は行われるものとし,市民税 3,500 円と県民税 2,000 円の計 5,500 円が必ず課税される. これに税額控除が加わる. 従って,住民税の算出方法は以下である.

 $^{^{*14}}$ 住民税は前年度の所得に依存するため,採用 1 年目は税金が安くなる.

 $^{^{*15}}$ 【算出方法】以下の $(1)\sim(3)$ の合計額が年間の国民健康保険料となる.

⁽¹⁾ 所得割:算定基礎となる所得(所得から基礎控除 43 万円を引いた額)に, 9.93% 乗じた金額

となる. 住民税の計算には脚注の(*)式を用いた. 以上から,手取りは

手取り = 収入 - 社会保険料 - 所得税 - 住民税
=
$$240$$
 万円 - 35 万 $7,349$ 円 - 3 万 $8,100$ 円 - 8 万 $1,700$ 円
= 192 万 $2,851$ 円 (2.10)

と概算される. 本来ならさらに学費が加わるが、大学によっては学振に採用されると学費が免除される独自制度がある (例:九大). この場合は上記が手取りとなる. 1 か月あたりでは 16 万 237 円となる.

次に学費を払う場合を考える. 学振では「研究遂行費」という項目で研究遂行に必要な費用を経費にすることがことができる. しかし、学振特別研究員遵守事項および諸手続の手引(令和5年度版)の p.32「研究遂行費として計上可能な項目について」の部分で、私用と分けることができない費用は研究遂行費として計上できないとある. 以下にその代表例を挙げる.

- 自宅の家賃や光熱費, 通信費 (携帯電話の使用料金など)
- 大学の授業料
- 所属機関への移動に伴う経費など

特に大学の授業料は研究機関に所属するための必要経費であるはずだが、これが経費にできないのはいささか疑問である. 加えて、学振の給料からすると学費は大変高額である. そういうことで、学費を支払う学振採用者は学費を研究遂行費にできないために、私費から出すことになる. 従って、手取りは以下のように減額される.

手取り = 学振の手取り - 学費
=
$$192 \, \text{万} \, 2,851 \, \text{円} - 53 \, \text{万} \, 5,800 \, \text{円}$$

= $138 \, \text{万} \, 7,051 \, \text{円}$ (2.11)

以上の計算から、学振の手取りをまとめると以下となる.

- (i) 学費免除の場合:1年あたり192万2,851円(1か月あたり16万237円)
- (ii) 学費を払う場合:1 年あたり 138 万 7,051 円 (1 か月あたり 11 万 5,587 円)

なお、厚生労働省による令和 4 年度賃金構造基本統計調査で学歴別の平均収入 (25~29歳) を見てみると、大学院卒で 344 万円、大学卒で 318 万円、高専・短大卒で 290 万円、専門学校卒で 293 万円、高校卒で 273 万円である。従って、博士後期課程の大学院生で学振や JST 次世代を支援を受けたとしても、同世代の平均収入を超えることはないのである。

■ JST 次世代の場合

JST 次世代では研究奨励費が雑所得として扱われるため、給与所得控除 55 万円は適用されない。 ただし、学費 53 万 5,800 円は必要経費として計上できるから

所得 = 収入 - 必要経費

= 240 万円 -53 万 5,800 円

$$=186$$
 万 4,200 円 (2.12)

となる. その他, 研究に必要なパソコンや文房具等も経費に計上できる. JST 次世代では各人で確定申告しないといけない代わりに, このようなご利益が得られる (後述するように学振では奨励金の3割まで経費とできる). とりあえずは学費以外に経費を計上しないとして進める.

ここから所得控除を引いた額が「課税所得」となる. JST 次世代の場合, 所得控除としては以下が該当する(表 2.2 を参照).

- 基礎控除:48 万円
- ◆ 社会保険料控除: 38 万 3,583 円
 [内訳] 国民年金掛金 19 万 8,240 円 (1 万 6,520 円/月) +国民健康保険料 18 万 5,343 円

従って, 課税所得は以下のように計算される.

課税所得 = 所得 - 各控除
$$= 186 \ \text{万} \ 4,200 \ \text{円} - 48 \ \text{万} \text{\Pi} - 38 \ \text{Ҕ} \ 3,583 \ \text{円}$$

$$= 100 \ \text{Ҕ} \ 617 \ \text{円} \tag{2.13}$$

所得税や住民税では 1000 円未満を切り捨てるので、課税所得金額は 100 万円となる. 表 2.2 を参考にして、所得税および住民税を計算すると

所得税 = 課税所得
$$\times$$
 5% = 5 万円 (2.14)

住民税 = 一律
$$5,500$$
 円 + 課税所得の $10\% = 10$ 万 $5,500$ 円 (2.15)

となる. 住民税の計算には脚注の(*)式を用いた.

以上から, 手取りは

手取り = 収入 - 社会保険料 - 所得税 - 住民税 - 学費
=
$$240$$
 万円 - 38 万 $3,583$ 円 - 5 万円 - 10 万 $5,500$ 円 - 53 万 $5,800$ 円
= 132 万 $5,117$ 円 (2.16)

と概算される. 従って, 1 か月あたり 11 万 426 円となる. **学費の支払いがある学振採用者と比べると, 年間 6 万 1,934 円程度少ないことになる**. 学費免除者の場合では, 差が開いて 59 万 77,344 円も少ないことになる.

3 可能な節税対策とシミュレーション

3.1 節税対策とその効果

生活費として支給される額は変わらないのだから、納める税金を少なくできれば、それだけ手元にお金が残る.本節では可能な節税対策について考える.考えられる節税対策を先に列挙しておく.

- 1. 学振の場合:
 - 研究遂行経費として控除する (研究奨励金の3割まで控除可能)
- 2. JST 次世代の場合:
 - 青色申告および e-Tax による申告 (青色申告特別控除 65 万円が適用)
 - 家事按分を使用する

その他,ふるさと納税 (所得の 40% まで控除可能) や個人型確定拠出年金 iDeCO(掛金の全額が控除) などを利用する手もある.

■ 学振の場合

学振では研究奨励金の3割までを「研究遂行経費」として計上することができる*16. すなわち

研究遂行費 =
$$240$$
 万円 × 30% = 72 万円 (3.1)

までを経費にできる。例えば書籍やノート PC などが当てはまる*¹⁷. **ただし,学費は計上できない点に注意**. この条件で改めて手取りを計算してみる。まず所得は,給与所得控除に加えて研究遂行経費も加えることができるから

所得 = 収入
$$-$$
 給与所得控除 $-$ 研究遂行経費
$$= 240 \ \mathrm{万円} - 80 \ \mathrm{万円} - 72 \ \mathrm{万円}$$

$$= 88 \ \mathrm{万円} \tag{3.2}$$

となる. このおかげで国民健康保険料が 15 万 9,109 円から 8 万 7,613 円まで下がる. この時, 課税所得は以下のようになる.

課税所得 = 所得 – 基礎控除 – 社会保険料控除
$$= 88 \ \mathrm{ 5 H} - 48 \ \mathrm{ 5 H} - \left(19 \ \mathrm{ 5 R}, 240 \ \mathrm{ H} + 8 \ \mathrm{ 5 R}, 613 \ \mathrm{ H}\right)$$

$$= 11 \ \mathrm{ 5 R}, 4,147 \ \mathrm{ H}$$

従って,課税所得金額は 11 万 4,000 円となる.表 2.2 を参考にして,所得税および住民税を計算すると

所得税 = 課税所得
$$\times$$
 5% = 5,700 円 (3.4)

住民税 = 一律
$$5,500$$
 円 + 課税所得の $10\% = 1$ 万 $6,900$ 円 (3.5)

^{*16 「}研究遂行費の支出報告書」を提出する必要がある.

^{*17} ただし、学費免除者は実質的に支払いが生じていないので経費にできない.

となる. 以上から手取りは以下のように求まる (学費免除者の場合).

手取
$$\theta$$
 = 収入 – 社会保険料 – 所得税 – 住民税
= $(240 \ \mathrm{万円} - 72 \ \mathrm{万円}) - 28 \ \mathrm{万} \ 5,853 \ \mathrm{H} - 5,700 \ \mathrm{H} - 1 \ \mathrm{D} \ 6,900 \ \mathrm{H}$
= $137 \ \mathrm{D} \ 1,547 \ \mathrm{H}$ (3.6)

研究遂行費は私費であるから、収入部分から 72 万円を差し引いた. 経費として全く計上しない場合と比べると

$$137$$
 万 $1,547$ 円 $-(192$ 万 $2,851$ 円 -72 万円 $) = 16$ 万 $8,696$ 円 (3.7)

となるので、**年間で17万円ほど節税したことになる**. 無理に研究遂行費を支出するのは得策ではないが、経費として計上可能なものはドンドン計上すべきである.

■ JST 次世代の場合

何度も言うように、JST 次世代の奨励費は給与所得として受給できない. もちろん、当該事業と 採択者の間に雇用関係もない. そのため源泉徴収*¹⁸は行われず、自身で確定申告する必要がある.

裏を返せば、自分の裁量次第でいくらでも経費にできるということである (学振では3割の条件付き). さらに、確定申告のやり方も自分で選ぶことができる. 確定申告では「確定申告書」の提出の他に、その申告を証明する書類の提出が求められる. この提出書類に関して、以下のような方法がある.

- 白色申告:「簡易簿記(単式簿記)」という記帳方法で書かれた収支内訳書
- 青色申告:「簡易簿記」あるいは「複式簿記」という記帳方法で書かれた損益計算書 (P/L)+ 貸借対照表 (B/S)

白色申告で使う収支内訳書は家計簿のようなもので、単にお金が増えたら収入の欄へ、減ったら支 出の欄へ書いてゆくものである。青色申告で使う損益計算書や貸借対照表は企業の決算報告書の ようなもので、少しややこしいルールで記帳される。詳しい記帳方法については他を参照されたい が、会計ソフト等で簡単に記帳ができることをメモしておく。

実は**青色申告 (複式簿記) で確定申告を行うと,青色申告特別控除という控除を受けることができて,65 万円を所得控除できる*19**. 学振の給与所得控除 80 万円には敵わないが,かなり大きな控除となる.この青色申告には申請条件があって,「申告を行う年の 3 月 15 日までに個人事業主として申請」もしくは「開業してから 1 か月以内に申請」しなければいけない.つまり,JST 次世代に採択された者は個人事業主 (研究者) として開業するという大胆な戦略を取ることになる.

個人事業主として開業すれば、オンライン青色申告による 65 万円の控除を受けられるのに加えて、家事按分を設定することができる。家事按分とは、プライベートと事業を同じ事務所で行っている場合に適用でき、事業で使う割合に応じて経費に計上できるシステムである。例えば、研究の一部を自宅で行う場合に家賃や光熱費を経費として落とすことできる。ただし、研究全体に対する

^{*18} 源泉徴収とは納めるべき所得税を予め徴収しておく制度である. 一度に支払われる学が 100 万円以内なら 10.21%(0.21% は復興特別所得税) が天引きされる. 年末調整時に扶養状況等を給与支給者に伝えることで, 天引きした所得税が多かったのか, あるいは, 少なかったのかを計算してくれて確定申告がなされる仕組みである (多く払っていたら還付金がもらえる). そのため, 自身で「面倒な」確定申告をする必要がない.

 $^{^{*19}}$ ただし,電子帳簿と $e ext{-}Tax$ によるオンライン申告が条件.単式簿記だと 10 万円の控除.

自宅での時間割合や自宅の全床面積に対する作業スペース割合等を考慮して計算する必要がある. 普段から自宅で作業することが多い採択者にとっては家事按分の使用も検討すべきである.

さて、具体的な計算をしてみよう。家事按分はケースバイケースなので、オンラインによる青色 申告のみを考える。必要経費として学費のみを考えると、所得は 186 万 4,200 円で変わりない。し かし、所得控除 65 万円が追加で加わるので課税所得が変化する。

課税所得 = 所得
$$-$$
 基礎控除 $-$ 社会保険料控除 $-$ 青色申告特別控除
$$= 186 \ \text{万} \ 4,200 \ \text{円} - 48 \ \text{Ҕ} - 38 \ \text{Ҕ} \ 3,583 \ \text{円} - 65 \ \text{Ҕ} \text{円}$$

$$= 35 \ \text{Ҕ} \ 617 \ \text{円} \tag{3.8}$$

従って、課税所得金額は35万円である。この時、所得税および住民税を計算すると

所得税 = 課税所得
$$\times$$
 5% = 1 万 7,500 円 (3.9)

住民税 = 一律
$$5,500$$
 円 + 課税所得の $10\% = 4$ 万 500 円 (3.10)

となる. 従って, 手取りは

手取り = 収入 – 社会保険料 – 所得税 – 住民税 – 学費
$$= 240\ \mathrm{万円} - 38\ \mathrm{万}\ 3,583\ \mathrm{H} - 1\ \mathrm{\overline{D}}\ 7,500\ \mathrm{H} - 4\ \mathrm{\overline{D}}\ 500\ \mathrm{H} - 53\ \mathrm{\overline{D}}\ 5,800\ \mathrm{H}$$

$$= 142\ \mathrm{\overline{D}}\ 2,617\ \mathrm{\overline{H}} \tag{3.11}$$

1 か月の手取りは 11 万 8,551 円となる. **青色申告しない場合に比べて,年間 10 万円ほど節税できることになる**. ただし,学振採用者と比べると手取りは以下のように少ないことになる.

- 学振で学費免除の人の方が、1 か月あたり 4 万 1,686 円手取りが多い
- 学振の学費を支払う人の方が、1か月あたり7,778円手取りが多い。

3.2 手取りに関するシミュレーション

基本的には給与所得控除や学費免除制度等が大きな役割を果たすため、学振の方が JST 次世代 よりも手取りが多い. ただし、JST 次世代では無限に経費を落とせるので、経費をより多く計上できれば、学振との手取りの関係が逆転する可能性もある. そこで研究遂行に必要な経費を変数とし、年間の手取り額をシミュレーションしてみた.

■ 計算条件

- 福岡県福岡市の国民健康保険料率と住民税を適用.
- 採用1年目のことは考えない.
- 生命保険や地震保険には未加入とする.
- 学費免除の場合も計算.
- 学振での経費 (研究遂行費) は支給額の3割までとする.
- JST 次世代の学費非免除者は最低でも学費 53 万 5,800 円を経費に計上する.

■ 結果

python による計算結果を図 3.1 に示す (計算コードは付録を参照). 図の読み方はキャプションを参照されたい. 重要な帰結は以下である.

- 手取りを増やす最も重要なポイントは、学費免除になることである.
- 学費を支払う場合、経費計上額が 0 円だとしても JST 次世代の方がお得である.

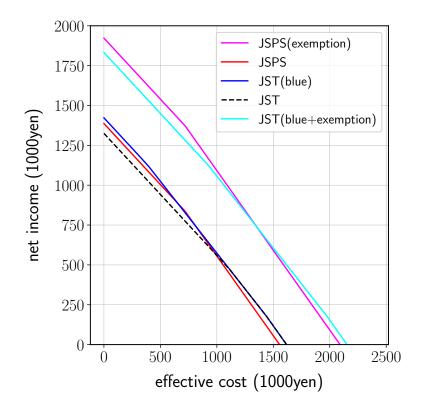


図 3.1: 学振と JST 次世代における実効的な経費と手取りの関係. 横軸は研究遂行のために手出しした学費以外の経費を表し,縦軸は手取り(支給額から所得税等の税金,社会保険料,学費などを差し引いて残るお金)を表す. 凡例「JSPS」は学振,「JST」は JST 次世代をそれぞれ表す. exemption は学費免除(53万5,800円分の免除)を, blue は青色申告をそれぞれ意味する. 学振学費ありの人(赤実線)と JST 次世代学費ありの人(黒点線)を比べると,学費以外の手出し経費が100万円を超える場合に,JST 次世代の方が手取りが多くなることが分かる. JST 次世代で青色申告(青実線)の場合と学振学費ありの人(赤実線)を比べると,経費が0円だとしても JST 次世代の方が手取りが多い. JST 次世代で学費免除かつ青色申告者の場合,学費以外の手出し経費が120万円を超えてくる場合に手取りの関係が逆転する. 経費が増えるにつれ青実線と黒点線が重なっているのは、青色申告特別控除の効果が見えないくらいまで経費を膨らませたことが原因である.

まとめ

本ノートでは学振と JST 次世代の実際の手取りや可能な節税対策やその効果などを考えた. 「知らぬが故に損した」みたいなことがないよう, これからも税の勉強をしてゆきたい.

参考文献

■本

- [1] 芥川 靖彦, 篠崎 雄二 (2023) 図解 わかる税金, 新星出版社
- [2] 山本 宏 (2023) フリーランス&個人事業主のための確定申告 改訂第 17 版, 日経印刷

■ ネット資料

[3] 国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/index.htm

[4] 厚生労働省 令和 4 年度賃金構造基本統計調査

https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2022/index.html

[5] 日本学術振興会ホームページ

https://www.jsps.go.jp/

[6] 科学技術振興機構ホームページ

https://www.jst.go.jp/

[7] 九州大学 次世代研究者挑戦的研究プログラム 未来創造コースホームページ

https://k-spring.kyushu-u.ac.jp/

[8] 令和 6 年度 日本学術振興会特別研究院-DC 募集要項

https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/dc_yoko.pdf

[9] 令和 5 年度版 日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引き

https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html

[10] 令和3年度次世代研究者挑戦的研究プログラム公募要領

https://www.jst.go.jp/jisedai/dl/application-guideline-2021.pdf

[11] 令和3年度 次世代研究者挑戦的研究プログラム FAQ

https://www.jst.go.jp/jisedai/dl/faq-2021.pdf

[12] 日本年金機構

https://www.nenkin.go.jp/faq/kokunen/seido/hokenryo/20150331.html

[13] 福岡市 個人市民税 (住民税)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/shisanzei/life/Index.html

[14] 令和4年度 福岡市国民健康保険料の保険料率

https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/kokuho/hp/seido/06-02.html

[15] 凡才博士のラボライフ研究所、学振 1 年目の最強節税法! 勤労学生控除 (手続き編) (最終アク

 $\forall \lambda : 2023/05/12)$

hhttps://hakase-life.com/dc/kinoru/422/

[16] たぐれおん (2021) フェローシップや次世代研究者挑戦的研究プログラムに採択された博士課程の学生は開業届を出して個人事業主になろう (最終アクセス: 2023/05/12)

https://note.com/tagleon/n/n163f293e5a1d

付録:計算プログラム

■ JSPS_JST.py

```
comparison JSPS and JST income amount
  #
                        -- Main program --
3
                                                                                                 #
                                                                                                -#
                         Copyright by Kensuke Shobuzako (2023)
  #======#
  # charm
10
11 #=
12 import numpy as np
13 import matplotlib.pyplot as plt
14 import math
15 import glob
16 import sys
  import os
17
18 import time
19 from scipy import integrate
20 from scipy.interpolate import interp1d
21 from scipy.linalg import lu_factor, lu_solve
22 from matplotlib import rc
23 rc('text', usetex=True)
24
25
  #=======#
26
  # program
           _____#
  program_start_time = time.perf_counter() # get time
28
29
  expense = np.linspace(0, 240e4, 1000) # 経費を円から万円まで計算. 計算点は点用意. 02401000 JSPS = np.zeros((1000, 2)) # 計算点(, 学費免除あり(, なし))
30
                                    # 計算点(, 学費免除あり(, なし))
# 計算点(, 青色申告あり(, なし, 学費免除あり青色申告+))
31
           = np.zeros((1000, 3))
32 JST
33
34 # 国民健康保険料を求める関数
  def cal_kokuho(syotoku):
       if (syotoku - 43e4) < 0:
kokuho = 21841 + 21087
36
37
38
           kokuho = (syotoku - 43e4) * 0.0993 + 21841 + 21087
39
40
       return kokuho
41
  # 所得税, 住民税を求める関数
42
  def cal_syotoku_zyumin(kazei_syotoku):
       if (kazei_syotoku >= 195e4):
44
           syotoku_zei = kazei_syotoku * 0.1 - 97500
45
       else:
46
          syotoku_zei = kazei_syotoku * 0.05
47
48
       zyumin_zei = kazei_syotoku * 0.1 + 5500
49
       return syotoku_zei, zyumin_zei
50
   for i in range(1000):
51
       #1. 所得の計算所得=収入一必要経費 ()
       # 学振 [] 経費研究遂行費()は支給額の割まで計上可能3
53
       if (expense[i] <= 240e4*0.3):</pre>
54
           JSPS[i, :] = 240e4 - 80e4 - expense[i] # 万円は給与所得控除80
55
56
       else:
       JSPS[i, :] = 240e4 - 80e4 - 240e4*0.3 # 経費として処理できる最大値
# if (expense[i] <= (240e4*0.3 - 535800)):
# JSPS[i, 1] = 240e4 - 80e4 - (expense[i] + 535800) # 学費は必ず払う
57
58
59
60
       # else:
             JSPS[i, 1] = 240e4 - 80e4 - 240e4*0.3 # 経費として処理できる最大値
61
           [次世代JST] 経費は無限に計上可能
62
       JST[i, 0:2] = 240e4 - expense[i] - 535800 # 学費は必ず払う & 経費に計上
JST[i, 2] = 240e4 - expense[i]
63
64
65
       #2. 国民健康保険料の計算
66
```

```
JSPS_kokuho_0 = cal_kokuho(JSPS[i, 0])
 67
         JSPS_kokuho_1 = cal_kokuho(JSPS[i, 1])
 68
         JST_kokuho_0 = cal_kokuho(JST [i, 0])
JST_kokuho_1 = cal_kokuho(JST [i, 1])
 69
 70
         JST_kokuho_2 = cal_kokuho(JST [i, 2])
 71
 72
         #3. 課税所得の計算課税所得=所得-基礎控除万-社会保険料控除-その他の控除 (48)
 73
         nenkin = 16520 * 12 # 国民年金保険料
 74
         JSPS[i, 0] = JSPS[i, 0] - 48e4 - (JSPS_kokuho_0 + nenkin)
JSPS[i, 1] = JSPS[i, 1] - 48e4 - (JSPS_kokuho_1 + nenkin)
 75
 76
        JST [i, 0] = JST [i, 0] - 48e4 - (JST_kokuho_0 + nenkin) - 65e4 # 青色申告
JST [i, 1] = JST [i, 1] - 48e4 - (JST_kokuho_1 + nenkin)
JST [i, 2] = JST [i, 2] - 48e4 - (JST_kokuho_2 + nenkin) - 65e4 # 青色申告
 77
 78
 79
         # 円で丸める1,000
 80
 81
         JSPS[i, 0] = round(JSPS[i, 0], -3)
         JSPS[i, 1] = round(JSPS[i, 1], -3)
 82
         JST [i, 0] = round(JST [i, 0], -3)
 83
         JST [i, 1] = round(JST [i, 1], -3)
 84
         JST [i, 2] = round(JST [i, 2], -3)
 85
         # 課税所得が円以下なら「円」としておく00
 86
         if (JSPS[i, 0] < 0):</pre>
 87
 88
              JSPS[i, 0] = 0.0
         if (JSPS[i, 1] < 0):
    JSPS[i, 1] = 0.0</pre>
 89
 90
         if (JST [i, 0] < 0):
 91
              JST [i, 0] = 0.0
 92
         if (JST [i, 1] < 0):</pre>
 93
         JST [i, 1] = 0.0
if (JST [i, 2] < 0):
 94
95
             JST [i, 2] = 0.0
 96
97
         #4. 所得税と住民税の計算
 98
 99
         JSPS_zeikin_0 = cal_syotoku_zyumin(JSPS[i, 0])
         JSPS_zeikin_1 = cal_syotoku_zyumin(JSPS[i, 1])
100
         JST_zeikin_0 = cal_syotoku_zyumin(JST [i, 0])
101
         JST_zeikin_1 = cal_syotoku_zyumin(JST [i, 1])
102
         JST_zeikin_2 = cal_syotoku_zyumin(JST [i, 2])
103
104
105
         #5. 手取り計算収入-社会保険料-所得税住民税 ((+)-学費等の経費)
         JSPS[i, 0] = 240e4 - (JSPS_kokuho_0 + nenkin) - (sum(JSPS_zeikin_0[:])) - expense[i]
JSPS[i, 1] = 240e4 - (JSPS_kokuho_1 + nenkin) - (sum(JSPS_zeikin_1[:])) - expense[i]
106
                 535800
         JST [i, 0] = 240e4 - (JST_kokuho_0 + nenkin) - (sum(JST_zeikin_0 [:])) - expense[i]
108
                - 535800
         JST [i, 1] = 240e4 - (JST_kokuho_1 + nenkin) - (sum(JST_zeikin_1 [:])) - expense[i]
109
                - 535800
         JST [i, 2] = 240e4 - (JST_kokuho_2 + nenkin) - (sum(JST_zeikin_2 [:])) - expense[i]
110
111
    pass_time = time.perf_counter() # get time
112
     \overline{\text{print}} (\text{'[Message]}_{\sqcup} \overline{\text{main}}_{\sqcup} \overline{\text{program}}_{\sqcup} \text{finished}_{\sqcup} : \underline{\text{u}} \{:.2f\}_{\sqcup} [s] \text{'.format} (\overline{\text{pass\_time-program}}_{=} \text{start\_time}) 
         ))
    print('[Message]_for_minimun_keihi,')
115
    print(JSPS[0, 0], JSPS[0, 1], JST[0, 0], JST[0, 1], JST[0,2])
116
117
118
    # figure
119 #==
                -----#
120
    print('[Message]_producing_figure...')
122
    # Fig1. all plots
123
   # figure and axis environment
124
   fig, axs = plt.subplots(1, 1, figsize=(7, 7), facecolor='white', subplot_kw={'facecolor'
125
         :'white'})
126
   # margin between figures
127 plt.subplots_adjust(left=0.17, right=0.89, bottom=0.14, top=0.91, wspace=0.4, hspace
         =0.3)
128 # plot
   plt.plot(expense[:]/1000, JSPS[:,0]/1000, c='magenta', linestyle='-', linewidth=1.7,
129
         label='JSPS(exemption)')
   plt.plot(expense[:]/1000, JSPS[:,1]/1000, c='red',
                                                                       linestyle='-', linewidth=1.7,
130
         label='JSPS')
    plt.plot(expense[:]/1000, JST[:,0]/1000, c='blue',
                                                                       linestyle='-', linewidth=1.7,
131
         label='JST(blue)')
    plt.plot(expense[:]/1000, JST[:,1]/1000, c='black',
132
                                                                       linestyle='--', linewidth=1.7,
         label='JST')
133 plt.plot(expense[:]/1000, JST[:,2]/1000, c='cyan',
                                                                       linestyle='-', linewidth=1.7,
          label='JST(blue+exemption)')
134 # legend
axs.legend(fontsize=16, fancybox=True, edgecolor='silver')
```

```
136 # axis labels
axs.set_xlabel('effective_cost_(1000yen)', fontsize=22, labelpad=10)
axs.set_ylabel('net_income_(1000yen)',
                                                fontsize=22, labelpad=14)
139 # grid
axs.grid(which='major', color='silver', linewidth=0.1)
141 # direction and width of ticks
142 axs.tick_params(axis='both', which='major', direction='out', length=4, width=0.8,
        labelsize=20)
143 # width of outer frame
axs.spines["bottom"].set_linewidth(1.2)
axs.spines["top"].set_linewidth(1.2)
axs.spines["right"].set_linewidth(1.2)
147 axs.spines["left"].set_linewidth(1.2)
148 # lim
149 axs.set_ylim(0, 2000)
150 # xline
151 #axs.axhline(y=287100*12/1000, xmin=0, xmax=2500, c='black', alpha=1, linewidth=1)
fig.savefig('./fig/tedori.png', format='png', dpi=300, transparent=False)
fig.savefig('./fig/tedori.pdf', format='pdf', transparent=True)
155 # close
156 plt.close()
157
158 ###
program_end_time = time.perf_counter() # get time
160 print('[Message]ualluprogramufinisheduu:u{:.2f}u[s]'.format(program_end_time-
        program_start_time))
```